〇議 事 日 程(第1号)

令和5年12月5日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第7号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認 を求めることについて
- 日程第5 議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第6 議案第97号 関ケ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第98号 関ケ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第99号 関ケ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第100号 関ケ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
- 日程第10 議案第101号 関ケ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第102号 関ケ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第103号 関ケ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第104号 関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第105号 関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第106号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第16 議案第107号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第17 議案第108号 令和5年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第109号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第3号)
- 日程第19 議案第110号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算 (第4号)
- 日程第20 議案第111号 令和5年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第112号 令和5年度関ケ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第113号 令和5年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第23 議案第114号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(8名)

1番 北 村 一 磨 君 2番 田 仁 君 吉 3番 子 安 健 司 君 4番 中 Ш 武 子 君 6番 5番 田 中 由紀子 君 松 井 正 樹 君 7番 谷 輝 男 君 8番 博 之 П 髙 木 君

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 脇 康 世 君 副 長 栄 博 君 西 町 藤 田 教 苔 長 渡 邊 勝 敏 君 参事兼総務課長 頭 義 幸 君 濹 企画政策課長 久之郎 地域振興課長 木 君 波 真 哉 君 高 難 会計管理者兼税務課長 福 安 健 司 君 住 民 課 長 西 村 克 郎 君 產業建設課長 水道環境課長 兒 玉 勝 宏 君 坂 東 崇 君 診療所事務局長 兼医療保健課長 徳 永 英 俊 君 介護事業課長 吉 森 明 博 君 教 育 課 長 田 勝 君 西消防署長 桐 潤 君 Щ Ш

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 関 東 正 晃 書 記 髙 木 聖 敏 書 記 小 寺 由 香

開会・開議の宣告

○議長(谷口輝男君) ただいまより令和5年第5回関ケ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(谷口輝男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中 由紀子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(谷口輝男君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(谷口輝男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和5年8月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷 して配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第7号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第4、承認第7号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) おはようございます。

それでは、承認第7号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

ふれあいセンターで従事している正職員1名が病気休暇となったことにより、業務運営に支

障が生ずることとなり、円滑な業務運営を確保するため、会計年度任用職員1名の雇用により 運営確保するための11月から5か月分の人件費44万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ45億4,145万円とする令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第5号)を専決処分に より定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決します。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第96号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第5、議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更について御説明申し上げます。

令和4年9月6日、議案第72号にて議決をいただきました関ケ原町公共下水道関ケ原浄化センターの建設工事委託に関する協定におきまして、補助対象事業費の変更に伴い協定金額を変更いたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。
- 〇水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

それでは議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更について御説明申し上げます。

令和4年9月6日、議案第72号で議決を得ました建設工事委託に関する協定金額2億3,000 万円を2,664万円減額し、2億336万円に変更したくお願いするものでございます。

本協定は、令和2年度策定の関ケ原町下水道ストックマネジメント計画に基づき、関ケ原浄化センターの機械設備及び電気設備の更新工事を令和4年度から令和5年度の期間により日本下水道事業団との間に締結しました建設工事委託に関する協定により、設計、発注、施工監理を委託し、実施しているものでございます。

減額の内容としましては、浄化センター更新工事におきまして、下水道事業団が事業費の精査を行い、交付金対象事業の事業費について減額するものでございます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

こちらは建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の写しとなっております。

令和5年11月6日付により、下水道事業団との間に仮協定をしております。

第1条におきまして、建設工事の協定金額を改めております。

第2条では、関ケ原町議会の議決を得るまでは仮協定といたしまして、議決を得て、本協定 として成立する旨を規定しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第97号及び日程第7 議案第98号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第6、議案第97号 関ケ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期 末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第98号 関ケ原町常勤 の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第97号及び議案第98号につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

令和5年度の人事院勧告に鑑み、それぞれ期末手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 澤頭総務課長。
- ○参事兼総務課長(澤頭義幸君) 失礼いたします。

私からは議案第97号 関ケ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第98号 関ケ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

説明に当たりまして、議案資料の2ページをよろしくお願いいたします。

こちらは議案資料の3ページ及び4ページの改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらをもって御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、提案説明にもございましたが、人事院勧告を踏まえ、民間の支給 割合に見合うよう期末手当を年間0.1月引き上げるものでございます。

第1条におきまして、令和5年度12月期の期末手当を2.2月から2.3月へ0.1月引き上げ、6 月期と合わせて年間4.5月に改正をするものでございます。

また、第2条におきましては、令和5年度以降は年間4.5月は変わりませんが、6月期及び12月期ともに2.25月に改正をするものでございます。

施行につきましては、公布の日からとし、第2条の規定は令和6年4月1日から、また、第 1条の規定による改正後の条例規定は令和5年12月1日からの適用としているものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(谷口輝男君) これより議案第97号 関ケ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 今の国会において、閣僚らが給料引上げについて非常に話題になりました。多くの声はこの物価高で国民の給料が上がらない中、自分たちだけ上げるのかという批判の声が大変多かったというふうに思いますし、私もそう思います。

町職員の給料引上げというのは当然だと思うんですけど、議員や特別職まで期末手当を合わ

せる必要はないのではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

- 〇議長(谷口輝男君) 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 給与そのもの自体、議員さんの給料も県下で最低という状況でございまして、ふだんの活動費等々を考えますと、とても今の物価高に対応できる状況ではないと考えております。

そういったことから、今回の人事院勧告に基づく値上げにつきましては妥当だと考えております。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより議案第98号 関ケ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第99号及び日程第9 議案第100号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第8、議案第99号 関ケ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第100号 関ケ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第99号並びに議案第100号について御説明申し上げます。

令和5年度の人事院勧告に鑑み、一般職員の給料表の改正及び期末・勤勉手当の改正を行う ものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 澤頭総務課長。
- ○参事兼総務課長(澤頭義幸君) それでは、議案第99号 関ケ原町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例について及び議案第100号 関ケ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括して御説明を 申し上げます。

まず、関ケ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをよろしくお願いいたします。

こちらは、以下資料の6ページから26ページの改正内容をまとめさせていただいた資料でございます。こちらをもって御説明をさせていただきます。

今回の改正は、提案説明にもございましたが、人事院勧告を踏まえた改正で、職員の給料表の改定と期末・勤勉手当の改正でございます。

第1条関係の給料表の改定でございますが、これは民間との格差を解消するため、初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるものでございます。大卒の初任給を1万1,000円、また高卒の初任給を1万2,000円とそれぞれ引き上げ、給料月額については平均1.1%引き上げるという人事院勧告を踏まえ給料表を改正するもので、令和5年4月1日、遡及適用するものでございます。

次に、期末・勤勉手当の関係ですが、民間の支給状況に見合うよう年間0.1月を引き上げ、 期末手当及び勤勉手当に配分し、年間4.5月とするものでございます。

表中の一般職員で御説明をさせていただきます。

現行の期末手当12月期1.2月分を1.25月へ改正し、勤勉手当の12月期1.0月を1.05月分へ改正 し、年間で4.4月分から4.5月分へ改正をするものでございます。

なお、再任用職員につきましては、年間0.05月分引き上げる同様の改正でございます。

次に、第2条関係でございますが、一般職の場合、年間4.5月分は変わりませんが、第1条で引き上げた支給割合を、令和6年4月以降におきましては6月期及び12月期それぞれに配分をする改正でございます。

その他の職員についても、同様の改正となってございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとし、第2条の規定につきましては令和6年4月 1日施行とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日からの適用とする ものでございます。

次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御 説明をさせていただきます。

議案資料の27ページをよろしくお願いいたします。

先ほど御説明をいたしました職員の期末・勤勉手当の支給割合改正に伴い、職員の給与に関する条例の第17条の2第2項の期末手当の支給割合の改正に伴いまして、本条例の第15条第1項及び第24条第1項中に引用されております読替規定において改正をするものでございます。

第1条関係では、条文中引用しております箇所「100分の120」を「100分の125」へ改正し、 第2条改正は、28ページでございます。第2条改正におきましては「100分の125」を「100分 の122.5」へ改正するものでございます。

議案書のほうの28ページに戻っていただきまして、附則におきまして、本条例は公布の日か

らの施行とし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日からの適用とするものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(谷口輝男君) これより議案第99号 関ケ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより議案第100号 関ケ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時19分 再開 午前 9 時21分

○議長(谷口輝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第101号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第10、議案第101号 関ケ原町国民健康保険条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第101号について御説明申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 西村住民課長。
- **○住民課長(西村克郎君)** 失礼します。

議案第101号 関ケ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は29ページからでございます。

今般の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等

の一部を改正する法律の施行及び保険料並びに一部負担金の減免及び、徴収猶予の取扱い通知に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料の軽減措置等による改正及び徴収猶予期間及びその他字句の追加等でございます。

議案資料の29ページからをお願いいたします。

初めに、出産被保険者に対する保険料の軽減措置の具体的内容につきまして御説明をさせていただきます。

新旧対照表の36ページをお願いいたします。

改正後の一番下でございます第17条の4、出産被保険者の保険料の減額でございますが、次のページ、37ページの第1項第1号において、所得割額の保険料について、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分を減額、第2号においては、均等割額の保険料について、所得割額と同様に4か月分を減額することを規定しております。

第2項では退職被保険者等について、第3項では後期高齢者支援金等賦課額、第4項では介護納付金賦課額について、それぞれ読替えを規定してございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

第5項では、低所得者の保険料について、減額後の保険料から所得割及び均等割それぞれの 保険料について、産前産後4か月分を減額することを規定しております。

第6項、第7項、第8項は、先ほど同様の読替えを規定してございます。

39ページをお願いいたします。

中ほど、第22条の4、出産被保険者に関する届出でございますが、減額を受けるための届出について規定をしております。

戻っていただきまして、29ページをお願いいたします。

一番最初の第9条の3、一般被保険者に係る基礎賦課総額から、次、34ページまで進んでいただきたいんですが、中ほどの第17条、低所得者の保険料の減額までは、先ほどから御説明させていただいています出産被保険者に対する保険料の軽減措置に伴う字句の追加等、所要の改正でございます。

次に、36ページの保険料並びに一部負担金の免除及び徴収猶予の取扱い通知の改正部分を御 説明させていただきます。

中ほどの第17条の3、未就学児の被保険者均等割額の減額でございますが、減額の算定方法 を「保険料額」から「保険料率」に改めるものでございます。

39ページの第21条、徴収猶予につきましては、該当者の猶予期間を「3箇月」から「6箇月」に延長し、第22条、保険料の減免につきましては、字句の修正を行うものでございます。

議案書の32ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行し、第2条、経過措置として、改正後の第17条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の保険料について適用し、令和5年度分のうち12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単でございますが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお 願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第102号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第11、議案第102号 関ケ原町企業立地促進条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第102号について御説明申し上げます。

統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件が告示され、令和6年4月1日からの施行に伴い、条文引用箇所において発令年番号を改正するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第103号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第12、議案第103号 関ケ原町町営住宅管理条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第103号について御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 兒玉産業建設課長。
- **○産業建設課長(兒玉勝宏君)** 失礼いたします。

それでは、議案第103号 関ケ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての詳細 説明を申し上げます。

議案資料の42ページをお願いいたします。

今回、第5条にあります町営住宅の入居資格者を新たに追加させていただくものでございます。

第5条第2項第8号の配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する相手方といいますのは、い わゆる内縁の関係にある方からの暴力を受けた者を追加するというものでございます。

次の入居資格者につきましては、8号のアに記載の方につきましては、夫婦関係にある方に加え、内縁の関係のある方から暴力等を受け、一時保護または女性自立支援保護施設にて保護を受けてから5年を経過していない方が新たに追加されるものでございます。

次の8号のイにあります配偶者暴力防止等法第10条の2及び準用規定に概要する方につきましては、同居する暴力等をした者に対し、裁判所より退去等の命令が出された際の申立人が新たに該当いたします。

議案の36ページの附則部分をお願いいたします。

この条例の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されておりますが、令和6年4月1日から施行ということでございますので、同日付の令和6年4月1日から施行とさせていただくものでございます。

以上の内容となっております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第104号及び日程第14 議案第105号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第13、議案第104号 関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び日程第14、議案第105号 関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第104号並びに議案第105号につきましては、関連がございますので、 一括して御説明申し上げます。

平成31年1月に、人口3万人未満の市町村については令和6年4月までに下水道事業及び農業集落排水事業において公営企業会計へ移行するよう国からの通知を受け、令和6年4月1日から下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるため、条例を制定するものであります。

また併せて、各附則にて関係する条例の一部の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。
- 〇水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

それでは、議案第104号 関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第105号 関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書は37ページから42ページ、議案資料は43ページから46ページの新旧対照表となります。 まず、各条例の制定の趣旨について御説明させていただきます。

平成27年度に総務省より、公営企業会計を適用していない下水道事業においても損益取引、 資本取引の区分を行うことにより経営の状況、資産の状況を正確に把握することにより中長期 的な経営計画を策定し、将来にわたり安定的にサービスを提供していくために公営企業会計に 移行するようにと要請がありました。

この時点においては、人口3万人以上について平成27年度から平成31年度までの5年間で移行するとされており、人口3万人未満においてもできる限り移行するということでしたが、平成31年度に新たに平成35年度、令和5年度までの5年間に移行するようにと要請があり、さらに社会資本整備総合交付金等の交付要件においても、人口3万人未満の地方公共団体において、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものが要件化されたため、当町においても、令和5年度以内に公営企業会計の財務・会計に関する規定のみを適用する一部適用に移行するものでございます。

それでは、制定する条例について御説明させていただきます。

関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例は38ページから、関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例は41ページからとなります。

各条例につきましては、先ほど御説明したように、一部適用に移行するために制定するものでございまして、各条例とも第1条から第8条までで構成し、内容につきましては各条例とも

に同様の規定を置くものでございます。

あわせて御説明いたしますので、各条例をそれぞれ御覧いただきますようお願いいたします。 まず、第1条において、事業の設置について規定するものでございます。

次に、第2条において、事業の実施に関して、地方公営企業法第2条第3項及び同法施行令 第1条第2項の規定により、法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することを規定して おります。

次に、第3条において、第1項において事業経営の基本、第2項に経営の規模を規定しております。

次に、第4条におきまして、重要な資産の取得及び処分において規定し、法第33条第2項の規定により、同法施行令第26条の3項の規定で定める金額を下らない金額、この金額は町村においては700万円以上が基準とされておるため、基準どおり700万円以上とし、また不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡に関して、土地について町村においては1件5,000平方メートル以上が基準とされているため、基準どおり1件5,000平方メートルとしております。

次に、第5条において、事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意 を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合と規定をし ております。

次に、第6条におきまして、法第34条の2ただし書の規定により、財務規定等を適用するため、事業の出納、その他会計事務のうち会計管理者に行わせるものは、公金の収納または支払いに関する事務と公金の保管に関する事務と規定をしております。

次に、第7条において、事業の業務において負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額 またはその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決 定で当該決定に係る金額が100万円以上のものについては、議会の議決を要するものとして規 定をしております。

次に、第8条において、業務状況説明書類の作成としまして、法第40条の2第1項の規定により、条例で定めるところにより毎事業年度、少なくとも2回以上、地方公営企業の業務の状況を説明する書類を地方公共団体の長に提出しなければならないとありますので、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないと規定し、第2項において、業務状況の説明書類に記載しなければならない事項、予算の概要及び事業の経営方針を明らかにしなければならないことを規定し、第3項において、天災ややむを得ない事故により作成できなかった場合は、できるだけ速やかに作成する旨を規定しております。

続きまして、関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の附則の説明となります。 議案書の39ページを御覧ください。 附則第1条としまして、施行期日を令和6年4月1日としております。

附則第2条としまして、関ケ原町特別会計条例を改正することを規定しております。

議案資料の43ページの新旧対照表を御覧ください。

今須農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計が企業会計となることにより、 第1条で規定しています各特別会計を削り、それに伴う所要の改正を行うものでございます。

附則第3条としまして、関ケ原町公共下水道条例を改正することを規定しております。

議案資料44ページの新旧対照表を御覧ください。

関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、第1条に規定する「設置、管理及び使用並びに」を「管理、使用及び」に改めることとし、また、設置条例第1条に公共下水道事業を設置すると規定するため、第2条を削除と改め、第4条につきまして、設置条例第3条第2項第5号に終末処理施設として関ケ原浄化センターの規定を設けますので、公共下水道条例においては名称及び位置を削り、管理についてのみ規定することに改めるものでございます。

附則第4条におきまして、関ケ原浄化センター管理条例を改正することを規定しております。 議案資料の45ページの新旧対照表を御覧ください。

附則第3条により、公共下水道条例第4条が2項立てから1項立てに改められたことにより、 第1条中の「第4条第2項」を「第4条」に改めるものでございます。

続きまして、関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の附則になります。

議案書の42ページを御覧ください。

附則第1条としまして、施行期日を令和6年4月1日としております。

附則第2条としまして、関ケ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を改正 することを規定しています。

議案資料の46ページの新旧対照表を御覧ください。

関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定に伴い、題名を関ケ原町農業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めることとし、設置条例が別に置かれたことにより、第1条において、この条例の趣旨として、管理に関して必要な事項を定めることを規定することに改めております。

また、設置条例第3条におきまして、農業集落排水処理施設を設置することを規定している ため、第2条を削除と改めるものでございます。

以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷口輝男君) これより議案第104号 関ケ原町公共下水道事業の設置等に関する条例 の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 田中由紀子君。

- ○5番(田中由紀子君) 先ほど、人口3万人以下の市町についての企業会計化の説明がありましたので、それは分かったんですけれども、この企業会計化するということは、基本的には独立採算制が原則というふうになっていると思うんですが、今後私が心配しているのは、下水道の使用料の値上げに結びついていくんじゃないかと思って心配しているんですが、その辺の考えをお伺いしたいのと、一般会計からの繰入れが3億円前後あると思うんですけれど、その繰入れについてはどういうふうになるのか伺いたいと思います。
- 〇議長(谷口輝男君) 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 企業会計になることによって収支の明細、製造原価並びに販売価格等々、 収支明細が分かってくると、それによりましてどういう状況で企業会計が成り立っているか、 財政状況が明確になるというふうに言われております。

そんな関係から、一部値上げをせざるを得ないのか、そのまま事業が継続できるのか、そういった判定を今までの特別会計よりはしやすくなると言われておりますので、そういった状況を見ながら今後は検討させていただくことになろうかと思っておりますので、最初から値上げありきという考えではございませんが、収支明細の中身を検討させていただくということになると思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、一般会計からの繰入れにつきましては、従来どおり繰入れをしなければ今の下水 道事業特別会計、また今須農業集落排水事業特別会計、両方とも単独では使用料等ではやって いけない状況でありますので、引き続き繰入れをしながら運営をしていきたいと考えておりま す。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 髙木博之君。

○8番(高木博之君) それぞれの条例自体は、特に私は反対は何もありませんが、関連で、第 3条にそれぞれ企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進すると書いてございますの で、今後、これについて進められることは喜ばしいことだと思います。

それに、いきなりこの予算、来年度ですね、6年度の予算に入ると思うんですが、この内容について財務三表を作らなければならないと思いますので、その辺についての詳しい説明というか、議論になるかと思うんですが、それを予算の審査までにその場を設けていただきたいと思うんですが、その辺の回答をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。
- **〇水道環境課長(坂東 崇君)** 公営企業会計になることによって、町の財政等の検討をする必

要がございますので、その辺の検討をする場を設けさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより議案第105号 関ケ原町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時46分

再開 午前10時00分

〇議長(谷口輝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第106号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第15、議案第106号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計 への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第106号について御説明申し上げます。

公共下水道建設費交付金事業の減額のため、公共下水道事業特別会計への繰入金の額を2億6,114万5,000円から2億6,095万3,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。 なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第107号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第16、議案第107号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第107号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯へ7万円を支給する重点支援交付金関連経費5,055万4,000円、また障害者自立支援給付費の不足見込み2,400万円、県営事業負担金1,360万円や人事院勧告等に伴う人件費など、1億2,471万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6,616万9,000円とする令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第6号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係につきましては、他会計も含め、省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(谷口輝男君) これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、 歳出から順次説明願います。
- **〇企画政策課長(高木久之郎君)** 55ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、諸費、自主運行バス運行費補助金8万7,000円は、補助金額確定に伴う増額補正をお願いするものです。

○住民課長(西村克郎君) 56ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費、委託料、住基システム改修業務委託料351万5,000円でございますが、 希望する方に対しましてマイナンバーカードの氏名、ローマ字表記等及び西暦の生年月日を追 記欄に記載できるようにするシステム改修で、国庫10分10でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の職員手当等、需用費、役務費、委託料は住民税非課税世帯重点支援交付金事業のシステム改修等の事務費でございます。こちらも国庫10分の10でございます。

時間外勤務手当の一般分24万円は、時間外勤務手当の予算が不足するため補正をお願いする ものでございます。

57ページをお願いいたします。

工事請負費40万7,000円でございますが、さくらんぼの家の相談室床が腐食等により損傷が激しく、危険なため改修を行うものでございます。

負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯重点支援交付金4,900万円でございますが、令和 5年度住民税非課税世帯に対する7万円の支給、700世帯分で、国庫10分10でございます。

扶助費の2,400万円でございますが、障害者自立支援給付費の増による給付費の不足見込み分で、国庫2分の1、県4分の1でございます。

繰出金176万7,000円でございますが、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

福祉医療費の扶助費1,034万5,000円でございますが、乳幼児等医療費助成金360万円、重度 心身障害者医療費助成金674万5,000円、それぞれ給付費の不足見込み分でございます。 介護保険事業費の繰出金405万5,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療費の繰出金16万4,000円でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出 金でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費でございますが、58ページをお願いいたします。

扶助費8万2,000円、施設等利用費でございますが、途中入園等による給付費の不足見込み分で、国庫2分の1、県4分の1でございます。

償還金利子及び割引料49万6,000円でございますが、令和4年度の子どものための教育・保 育給付交付金ほか3事業の事業費確定に伴う返還金でございます。よろしくお願いいたします。

○産業建設課長(兒玉勝宏君) 農林水産業費、農業費でございます。

第3目の農業振興費の負担金補助及び交付金の10万円につきましては、新規農業参入する企業が玉、堂ノ前地内の遊休農地を利活用されますので、ススキ等の除去に要する費用を補助するものでございます。財源の2分の1は県補助金になります。

農地費の負担金補助及び交付金1,510万円につきましては、県営の中山間地域総合整備事業 及び広域農道の舗装工事がさらに追加で施工されることに伴いまして、1,360万円を追加しま す。

それから、町単土地改良事業補助金につきましては、野上地内におきましてマンボのほうが 崩落いたしまして、その対策工事に対しまして150万円を補助させていただくというものでご ざいます。

飛びまして、60ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費の道路橋梁新設改良費の公有財産購入費420万円につきましては、新関ケ原診療所線の設計がおおむね完了いたしまして、買収予定箇所が確定いたしましたので、その費用でございます。

次の河川費の河川維持費の工事請負費の150万円につきましては、今須・新明地内の小林川の護岸が一部崩れ、獣害防止柵にも影響が出ております。そのため、渇水期のこの時期に改修工事を行わせていただくものでございます。

負担金補助及び交付金の100万円は、県営の祖父谷地内の急傾斜地崩壊対策事業費の増額分に対する町の負担金でございます。

都市計画費の都市計画総務費の繰出金の12万2,000円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○教育課長(山田 勝君) 61ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費の負担金補助及び交付金、学校給食費補助金の90万円でございます。

給食の材料の高騰に伴う補助金といたしまして、当初の見込みを上回る食材の高騰がございまして、それで90万円の追加の補助を補正させていただきます。財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てます。以上です。

〇地域振興課長(難波真哉君) 教育費、社会教育費でございます。

表の一番下、歴史民俗学習館費、12委託料、弁護士委託料98万円、こちらは訴訟案件となっております関ケ原検定事案に対して、その法的な事務処理を顧問弁護士に委任するための弁護士委託料でございます。

〇企画政策課長(高木久之郎君) 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

52ページをお願いいたします。

分担金及び負担金、農林水産業費分担金144万円は、県営中山間地域総合整備事業の地元負担分。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金1,200万円は、自立支援給付費に係る2分の1の国負担分。子育てのための施設等利用給付交付金4万円は、施設等利用費に係る国負担分でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、戸籍総合システム整備費補助金351万4,000円は、住基システム改修業務に係る国庫補助金。

民生費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、交付金5,013万1,000円は 住民税非課税世帯重点支援交付対象事業に、教育費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金90万円は、学校給食費補助金にそれぞれ充て、土木費国庫補助金の社会資本整備 総合交付金70万円の減は、額確定による減額でございます。

53ページ、県支出金、県負担金、民生費県負担金、障害者自立支援給付費等負担金600万円は、自立支援給付費に係る4分の1の県負担分、子育て支援施設等利用給付負担金2万円は、施設等利用に係る県負担分でございます。

県補助金、民生費県補助金、福祉医療費助成事業補助金337万2,000円は、福祉医療費増額分に対する県補助分。

農林水産事業費県補助金、遊休農地等利活用促進事業費補助金5万円は、同事業の2分の1 の県の補助でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金3,205万2,000円を充当いたします。

町債についてでございますが、各事業においての増額分において過疎債を増額し、あわせて 49ページの第3表、地方債限度額の変更をさせていただくものでございます。

48ページ、第2表、債務負担行為の補正でございますが、来年度より外部委託予定でありますこども園給食調理業務委託料について、債務負担行為を追加し、限度額を定めるものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 最後に説明がありました債務負担行為についてです。

こども園給食調理業務委託料です。限度額が3,500万円ということで、これについてちょっと質疑を行いたいと思います。

まず、この3,500万円ですけれども、現在、子どもの給食業務に係る費用は幾らなのかということをお伺いします。

それから、現在、栄養士は町が雇用していると思うんですけど、その栄養士と園との関係ですね、現在はどういうふうな感じになっているのかということと、委託するとどうなるのかということです。

ちょっと分けて質問したほうがいいですよね。

それから、食材の仕入れは現在どうなっているか。委託するとどうなるのか。品質や安全は どのように確保されるのか。取りあえず、それだけお伺いします。

- 〇議長(谷口輝男君) 西村住民課長。
- 〇住民課長(西村克郎君) 失礼します。

最初の、現在の費用はどのぐらいかかっているかということでございますが、予算ベースで 人件費がまず900万円程度、食材が750万円程度、栄養士委託料とかもろもろで約2,000万円ぐ らいと思っております。

次の2番目の栄養士さんの関係ですが、栄養士さん、今委託させていただいておりますが、 毎月の献立は当然作っていただきますし、給食委員会等にも出席いただいて、園長または調理 員と意見交換をさせていただいております。

今度外部委託するとというお話でございますが、外部委託した場合は、その委託の中で栄養 士さんの業務のほうもお願いすることになりますが、先ほど申しました給食委員会等への出席 については、引き続きその栄養士さんが出席していただけるものと思っております。

食材につきましては、現在、今町内の商店のほうから入れている部分もございます。今後につきましては、委託の業者の委託の中でその食材のほうもお願いするわけでございますが、できる限り町内業者のほうから納入をしていただくようにということで、今回のプロポーザルに係る仕様書のほうにも明記をさせていただいておることでございますし、品質・安全につきましても、当然ですが子どもの口に入るものでございますので、その辺は十分配慮していただく

ものと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

- 〇議長(谷口輝男君) 5番 田中由紀子君。
- ○5番(田中由紀子君) それから、アレルギー対応ができるのかということと、毎年すごい、 この業務委託というのは大きな転換になると思うんですね。

それで、もう少しやっぱり議会でも議論をするべきだったと思うんですけど、この問題を教えていただいたのは11月22日の全協ですよね。それから12月1日付でプロポーザル、公募をされておりまして、結局、来年の4月から給食業務というところでは、非常に日程が詰まった中で行われるもので、ちょっと通常では考えられないようなスケジュールだというふうに思うので、こういうふうに委託業務をしようというふうに考えたのはいつの時点かということと、その時点でやっぱり議会にも提案というか、そういう話合いが必要だったんじゃないかと思うんですが、その辺のことをお伺いします。

- 〇議長(谷口輝男君) 西村住民課長。
- **○住民課長(西村克郎君)** アレルギー対応についてでございます。現在も栄養士さん、また調理員のほうで当然のごとくアレルギー対応、アレルギーの食対応のほうをさせていただいております。今後につきましても、委託業者の中でも当然その部分につきましてはお願いできるようなことで、仕様書のほうにも書かせていただいております。

議会での議論をということでございます。先般の11月22日の全協のほうで議員の皆様にはこのお話をさせていただいたところでございますが、9月の定例会のほうで人件費の派遣の委託料のほうの予算をお認めいただいております。あの時点で、調理員の確保が難しいということで、派遣の委託料のほうをお願いしております。

この委託の話ですが、9月補正の査定の中において委託の方法もある、派遣の方法もあるというお話の中で、派遣のほうで人材確保ができればそれで当面進めていこうということになりましたので、9月補正では派遣のほうの予算のほうをお認めいただいているところでございます。

話としては、9月、8月ぐらいからこの派遣のほうもあるということで、検討はしておったところでございますが、派遣のほうで人材確保できないということで、来年4月からのことを考えますと、現在の調理員では来年4月からの給食業務がとても回っていかないということで、ちょっと時間的に厳しいところはございますが、委託業務のほうを早急に進めさせていただくということで御理解を賜りたいと思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 髙木博之君。

- ○8番(高木博之君) すみません、1点だけでございますが、58ページのこちらの農業振興費の負担金補助及び交付金10万円ですね、県が2分の1ということでございますが、どのようなふうに、具体的には何をされるのかですね。そして今後、企業の方がやられるということですが、今後の展開等、何かあればよろしくお願いいたします。
- 〇議長(谷口輝男君) 兒玉産業建設課長。
- ○産業建設課長(兒玉勝宏君) これは玉地内におきまして、ICTの関係の企業が新規の農業参入をされるということでございまして、その場所といいますのが玉の堂ノ前ということで、全てではないんですけれど、遊休農地が非常に多うございまして、以前、その部分の県の補助金、別の補助金を使われまして土手の草刈りについてやっていただいたということなんですけれど、ところがその農地の中でも大変ひどい状態のところがございまして、そちらについてはこの事業を用いまして、元の水田面ですね、そこの部分についての抜根ですね、草とかの抜根をさせていただくと。特にススキとさっき言いましたけど、どうしても取れないものについて、重機を使ってそれを取り除くということで、これはそういった重機を持っている業者に対して一部委託をしながらやるということで、総額20万円程度でやろうかなということで進めているということでございます。

今後につきましては、展望とおっしゃいましたけど、その企業につきましては、現在、小麦のほうはもう既に播種されまして、やっていらっしゃって、将来においては目標としまして10 町歩ほど町内でそういったところを新たにやっていきたいということで、現在まだ着手されたばかりですけど、そういったお気持ちでやっていらっしゃるといったところでございます。よろしくお願いします。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第108号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第17、議案第108号 令和5年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第108号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込み16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,218万9,000円とする令和5年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第109号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第18、議案第109号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計 (事業勘定)補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第109号について御説明を申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込みや制度改正に伴うシステム改修委託料153 万5,000円など、371万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,400万2,000円とする 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を定めたいので、 本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 西村住民課長。
- **○住民課長(西村克郎君)** それでは、議案第109号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、70ページの歳出をお願いいたします。

総務費、一般管理費、職員手当等23万1,000円でございますが、時間外勤務手当の不足見込み分でございます。委託料153万5,000円は、出産する被保険者の保険料免除措置に伴うシステム改修の委託料でございます。

保健事業費、保健福祉総合施設事業費、施設管理費の需用費84万円でございますが、やすら ぎの電気料不足見込み分でございます。

健康増進指導事業費14万3,000円は、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

諸支出金の償還金利子及び割引料96万1,000円でございますが、令和4年度の保険給付費交付金等の事業費確定に伴う返還金でございます。

戻っていただきまして、69ページ、歳入でございます。

国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料の1,000円の減でございますが、出産に伴う 産前産後保険料の減額分でございます。現在のところ該当者が見えませんので、頭出しの 1,000円を計上してございます。 県支出金、県補助金の保険給付費等交付金の特別交付金84万円でございますが、特別調整交付金分、やすらぎの光熱水費分でございます。

繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金176万6,000円でございますが、時間外勤務手 当及びシステム改修委託料の需用費分でございます。産前産後保険料繰入金1,000円でござい ますが、保険料で、減額をさせていただいた分の繰入れでございます。

繰越金でございますが、人事院勧告に伴う人件費及び償還金の財源として、その他繰越金 110万4,000円を充当させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第110号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第19、議案第110号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計 (直診勘定)補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第110号について御説明申し上げます。

岐阜大学との連携業務に伴う新規採用会計年度任用職員1名の人件費及び制度改正に伴うシステム改修委託料など、175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,201万5,000円とする令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 徳永診療所事務局長。
- 〇診療所事務局長兼医療保健課長(徳永英俊君) 失礼いたします。

それでは、議案第110号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)につきまして、歳出より御説明させていただきます。

議案書の75ページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の報酬50万円、旅費の費用弁償2万6,000円は、現在進めております岐阜大学とのプロジェクト推進に向けまして、今後、データの入力等、事務作業が煩雑となることから、プロジェクトに関わる事務専任として会計年度任用職員を雇用したく補正をさせていただくものでございます。

続きまして、医業費、医業費、診療費の委託料109万9,000円は、令和6年4月からの特定健 診制度改定に伴いまいして、令和6年3月までに当診療所に導入しております総合健診システ ムにおいて、質問票等のレイアウト等の改修が必要となるため、今回補正させていただきます。

続きまして、備品購入費13万2,000円につきましては、指定難病に係る臨床調査個人票の電子化により、県よりセキュリティー上の観点から、単独のパソコンより管理することが推奨されていることから、県の補助金を活用いたしまして新規に専用パソコンを購入するものでございます。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の74ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、総務費県補助金の総務費補助金は、先ほど歳出で御説明させていただきましたが、指定難病に係る臨床調査個人票の電子化に伴うパソコンの購入につきまして補助金が交付されるため、臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金として限度額の5万円を計上させていただきます。

補正総額175万9,000円のうち、補助金を除く残りの170万9,000円につきましては、前年度繰越金を財源として補正をさせていただきます。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,201万5,000円とする令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)の説明となります。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第111号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第20、議案第111号 令和5年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第111号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費並びにサービス給付費の不足見込みなど、2,824万1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,677万5,000円とする令和5年度関ケ原町介 護保険特別会計補正予算(第3号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 西村住民課長。
- 〇住民課長(西村克郎君) 失礼します。

それでは議案第111号 令和5年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、83ページの歳出をお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、給料4万円、職員手当等7万5,000円は 人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。委託料108万9,000円は、令和6年度介護保険制 度改正に伴うシステム改修の委託料でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付費2,470万円、高額介護サービス等費の200万円、84ページの中ほどの地域支援事業費、項3の介護予防・生活支援サービス事業費5万円でございますが、給付費等の増加による不足見込み分でございます。

一番上の項2の包括的支援事業・任意事業費の介護予防ケアマネジメント事業費15万7,000 円及び、項4の一般介護予防事業費13万円につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正で ございます。

戻っていただきまして、80ページの歳入でございます。

下から2行目の国庫支出金、国庫補助金、介護保険国庫補助金54万4,000円でございますが、 システム改修の2分の1の補助でございます。

一番上の保険料の621万7,000円から、82ページの繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金の中ほど、3万1,000円までにつきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費を各負担割合により補正をさせていただいております。

その他一般会計繰入金66万円は、総務費の人件費分とシステム改修委託料の2分の1の分で ございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第112号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第21、議案第112号 令和5年度関ケ原町介護サービス事業特別会 計補正予算(第3号)を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第112号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正及び会計年度任用職員の新規雇用に伴う人件費の不足見込み分や燃料費の不足見込みなど、167万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,221万3,000円とする令和5年度関ケ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、介護事業課長から説明をいたさせます。

- ○議長(谷口輝男君) 吉森介護事業課長。
- **〇介護事業課長(吉森明博君)** それでは議案第112号 令和5年度関ケ原町介護サービス事業 特別会計補正予算(第3号)の詳細説明をさせていただきます。

議案書の89ページをお願いいたします。

歳出より説明させていただきます。

歳出の人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与表等の改正による職員の人件費の不足 見込額33万3,000円と、デイサービスセンター事業の会計年度任用職員の人件費不足見込額等 96万円を増額補正させていただくものになりますが、人事院勧告に伴う各事業の人件費につい ての詳細説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総務費、施設管理費、一般管理費、需用費の燃料費20万円は、デイサービスセンターの給湯用ボイラー燃料の価格高騰により、不足見込額として増額補正をさせていただきます。

続きまして、サービス事業費、居宅サービス事業費、デイサービスセンター事業費の給料の会計年度任用職員54万円と、共済費41万5,000円、負担金補助及び交付金の5,000円につきましては、会計年度任用職員の人件費不足見込額と職員1名が今年度末をもって退職見込みであり、また、来年2月から同職員の家事都合により長期休暇となることから職員1名の人員不足が生じるため、人員募集による人件費として補正させていただくものでございます。

次に、議案書90ページをお願いいたします。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金、償還金利子及び割引料の17万7,000円につきましては、訪問看護ステーション事業の令和4年9月、10月、12月分と令和5年の2月分のサービス提供に係る訪問看護診療費4件につきまして、再審査により請求誤りが判明したため、給付費を社会保険診療報酬支払基金に返金するため補正させていただきます。

次に、議案書88ページをお願いいたします。

歳入の財源内訳としましては、繰越金、前年度繰越金としまして167万円を充てさせていた だいております。 説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第113号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第22、議案第113号 令和5年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第113号について御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込み28万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,526万9,000円とする令和5年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細につきましては省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第114号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第23、議案第114号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第114号について御説明申し上げます。

公共下水道建設費交付金事業の減額に伴う公共下水道建設費協定料の減額と、人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込み分など、合わせて2,701万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,912万8,000円とする令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。

〇水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

それでは、議案第114号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の100ページをお願いいたします。

公共下水道費、公共下水道施設管理費 9 万4,000円につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正金額でございます。

公共下水道費、公共下水道建設費につきまして、給料、職員手当等、共済費につきましては 人事院勧告に伴う給与の改定分でございます。

続いて、委託料の2,717万円の減額についてですが、関ケ原浄化センターの機械設備及び電気工事において、下水道事業団との協定金額が減額となりましたので、下水道の根幹的施設の建設に係る協定料を2,664万円減額し、また交付金対象事業で実施した下水道管路の調査・点検業務の精算により、安全点検業務の53万円を減額するものでございます。

議案書の99ページをお願いいたします。

歳入の財源内訳としまして、国庫支出金、国庫補助金、公共下水道事業国庫補助金、公共下水道事業補助金1,357万8,000円は、公共下水道事業交付金の減額となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金12万2,000円を減額し、繰越金、前年度繰越金を8万9,000円充ててございます。

また、町債、下水道事業債の下水道事業債を670万円減額、過疎対策事業債を670万円減額しております。

議案書の97ページをお願いします。

第2表におきまして、地方債の補正につきまして、下水道事業の限度額を670万円減額し、 3,990万円とさせていただき、過疎対策事業の限度額を670万円減額し、3,460万円とさせてい ただくものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第115号について(提案説明・質疑)

〇議長(谷口輝男君) 日程第24、議案第115号 令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算 (第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第115号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人事院勧告に伴う改正による人件費の不足見込み分30万1,000円や通常修繕費200万円など、また資本的支出において、ろ過ポンプの取替工事費79万2,000円を追加する令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第3号)を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。
- 〇水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

では、議案第115号 令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の103ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明をさせていただきます。

支出としまして、水道事業費用、営業費用、配水及び給水費、修繕費の200万円ですが、漏水修理などを実施する通常修繕費が不足する見込みとなりましたので、補正をさせていただくものでございます。

総係費につきましては、人件費の補正となります。

資産減耗費7万5,000円につきましては、今須中町浄水場のろ過ポンプ取替えに伴う旧ポンプの除却費用となります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出について説明させていただきます。

支出としまして、資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費、工事請負費の79 万2,000円は、今須中町浄水場の急速ろ過機へ処理水を送る2台あるろ過ポンプのうち、1台 が故障したため、故障したポンプの取替えを行う費用となります。

また101ページに戻っていただきまして、人件費の補正がございましたので、議会の議決を 経なければ流用できない経費として、第4条で予算第7条中「1,418万8,000円」を「1,448万 9,000円」に改めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長(谷口輝男君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6日から14日までの9日間は休会といたしたいと思います。これに 御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、明日6日から14日までの9日間は休会とすることに決しました。

来る12月15日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。 なお、一般質問の締切りは12月8日金曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のあ る方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時43分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ケ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 中 由紀子